

岡監第199号
令和5年10月4日

請求人 (氏名省略) 様

岡山市監査委員	重松浩二郎
同	土居幸徳
同	藤原哲之
同	福吉智徳

岡山市職員措置請求に係る監査の結果について (通知)

令和5年8月8日付けで地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づき提出された岡山市職員措置請求について、監査した結果を同条第5項の規定により下記のとおり通知する。

記

第1 請求の受付

1 請求人

(住所省略)

(氏名省略)

2 請求書の提出日

令和5年8月8日

3 請求の内容

請求人が提出した岡山市職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

岡山市職員措置請求書

一 請求の要旨

ア 請求の対象とする職員

A小学校 校長 (氏名省略) 及び 教育委員会 教育長 三宅泰司

イ 財務会計上の行為

令和5年5月27日に開催されたA小学校運動会において、PTA非会員である我々に対しPTA(省略)及びPTA総務部数人に囲まれ、PTA非会員家庭は運動会を観覧することが難しい、子どもが入っているテントはPTA会費で設けているため、入ることが難しい等の退会障壁を理由としたPTAへの勧誘があった。その話し

合いは長時間に渡り、結果として我々は運動会の大半を観覧することが出来なかった。PTA非会員家庭を完全に区別しており、テントに入れないなどと身体に影響が出ることも言われ、PTAは社会教育団体とは言えない状態である。運動会から2か月半程経った令和5年8月8日現在もなお、PTAからPTA非会員家庭を区別することは間違っていたとの連絡を受けていない。

よって財務会計上の違法又は不当な行為とは、社会教育団体と言えないA小学校PTAに対し、A小学校校長及び教育委員会教育長が同PTAに無償で学校施設を使用させている点である。

ウ 違法又は不当な理由

社会教育団体と言えないA小学校PTAにA小学校校長及び教育委員会教育長がPTAに無償で学校施設を使用させることは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条に規定する学校施設の社会教育への利用とはいえ、岡山市立学校施設の使用に関する規則第8条第1項に掲げる使用にはあらず、学校施設使用の減免措置を受けるにあたらぬ。

エ 生じた損害

PTAによる学校施設の利用・使用に関し、使用料を徴していないため、岡山市に損害を与えた。6月第一週金曜日午後からの総務部会で小学校の図書館を、7月第一週金曜日午後からの総務部会で図書館を、6月17日の教育後援会で体育館を少なくともPTAは使用している。

オ 請求する措置

- ① A小学校PTAによる学校施設の利用・使用を停止させること。
- ② 今後、A小学校PTAから適切な使用料を徴すること。

二 請求者

住所 (住所省略)

氏名 (氏名省略)

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和5年8月8日

岡山市監査委員 (あて)

添付書類 事実証明文書

- (1) 令和5年5月27日 運動会の件 時系列まとめ
- (2) 令和5年5月30日付け文書 (写し)
- (3) 令和5年6月28日付け文書 (写し)
- (4) 令和5年7月12日付け文書 (写し)
- (5) 令和5年7月13日付け文書 (写し)
- (6) 令和5年7月27日付け文書 (写し)
- (7) 8月8日 校長他との会議録 (写し)

(以上、内容は原文のまま掲載。ただし、添付書類は省略した。)

4 請求の受理

本件措置請求は、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和5年8月22日に提出日付けでこれを受理することを決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

岡山市立A小学校PTAへの学校施設の使用許可及び使用料の減免に関するもの

2 監査対象部局

教育委員会事務局 学校教育部 就学課, 生涯学習部 生涯学習課
岡山市立A小学校

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和5年9月4日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第8項の規定に基づき、教育委員会事務局職員を立ち会わせた。

なお、新たな証拠の提出として、次の書面等が提出された。

- (1) 令和5年9月4日付け 陳述について
- (2) 令和5年5月27日 運動会の件 時系列まとめ9月1日現在
- (3) 8月10日 PTA (省略) から (省略) への電話録
- (4) 9月1日 PTA総務部との話し合い文字起こし
(令和5年9月1日 作成者：(氏名省略), (氏名省略)
PTA非会員への区別についての再発防止策)
- (5) 音源データ
ア 7月11日 教頭先生との電話

- イ 8月8日 学校との話し合い
- ウ 8月10日 PTA(省略)との電話
- エ 9月1日 PTA総務部会との話し合い
(書類等は省略した。)

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

措置請求の要旨は、社会教育団体とは言えないA小学校PTAに無償で学校施設を使用させるべきではないということである。

追加の証拠のとおり、同団体は現在も是正されていない。

4 関係職員の陳述

令和5年9月4日に教育長、教育委員会事務局職員、A小学校長から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

岡山市立学校施設の使用許可については「岡山市立学校施設の使用に関する規則」第2条において、学校関係団体は、学校教育上支障がない限り、その本来の活動目的を達成するために使用させることができると定めている。

ここでいう学校関係団体とは、学校運営に密接な関係があり、その構成員に教職員が含まれる公共的な事業を行う団体であり、PTAは学校関係団体と位置づけている。

また、使用料については、「岡山市立学校施設の使用に関する規則」第8条に学校関係団体は減免を受けられると規定している。

そのため、本件のA小学校PTAは、その活動目的を達成するためであれば学校教育上支障がない限り、学校施設を使用することができ、使用料についても減免を受けることができる。

学校施設を使用したり、使用料の減免を受けたりする場合は、事前申請が必要だが、本件の使用実績を確認したところ、申請書が提出されていないことが判明した。使用者に教職員も含まれていることから、学校内部の打合せと同様に施設を使用させており、申請書の提出が必要であることを失念していたことがわかった。

本件の使用実績については、学校施設を使用すること、使用料の減免を受けることができるものであったため、使用后ではあるが、使用申請書及び減免申請書の提出を受け、許可書を交付した。

以上のことにより、本件のA小学校PTAに学校施設を使用させること、および同PTAが学校施設を使用する際の使用料を減免することについて、違法又は不当な点はないと考えている。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 関係法令等

ア 地方自治法 (抜粋)

第238条 (公有財産の範囲及び分類)

この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの (基金に属するものを除く。) をいう。

(1) 不動産

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

第238条の4第7項

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

イ 学校教育法 (抜粋)

第137条

学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

ウ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)

第32条 (教育機関の所管)

学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。

第33条 (学校等の管理)

教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。

エ 岡山市立学校条例 (抜粋)

第2条 (使用料の徴収等)

岡山市立学校の施設を学校教育以外の目的のために一時使用する者は、使用料を納付しなければならない。

第3条第2項 (使用料の額等)

市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第5条 (委任)

この条例の施行について必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

オ 岡山市立学校管理規則 (抜粋)

第25条 (施設の使用許可)

学校の施設（運動場及びプールを除く。）の使用については、岡山市立学校施設の使用に関する規則（平成13年市教育委員会規則第3号）に定めるところによるものとする。

カ 岡山市立学校施設の使用に関する規則（抜粋）

第2条（使用許可の範囲）

学校施設は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校教育上支障のない限り、社会教育その他公共のために使用させることができる。

(3) 学校関係団体（PTA、小・中学校体育連盟等、学校運営に密接な関係があり、その構成員がすべて教職員によるもの又はその構成に教職員が含まれる公共的な事業を行う団体をいう。）が、その本来の活動目的を達成するために使用する場合

第4条（使用の申請）

学校施設を使用しようとするものは、使用しようとする日の前日から起算して10日前までに学校施設使用申請書（様式第1号）を校長を経て教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、校長を経ずに申請書を提出することができる。

2 校長は、前項の申出に対しては、意見を付さなければならない。ただし、校長が予め使用を承諾したことについて申請者が教育委員会に書面で示した場合において、教育委員会が特に認めるときはこの限りでない。

第8条（使用料の減免）

岡山市立学校条例第3条第2項の規定により使用料を減免を受けることができる場合は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号から第4号に掲げる使用の場合

2 使用料の減免を受けようとするものは、学校施設使用申請書の提出を行う際に、学校施設使用料減免申請書（様式第3号）を併せて、提出しなければならない。

(2) 認定した事実

ア A小学校PTAの学校施設の使用状況について

使用年月日	使用場所	使用目的
令和5年6月2日 令和5年7月7日	会議室	総務部会（連絡・協議）
令和5年6月17日	体育館	教育講演会

（以下総称して「本件使用」という。）

イ A小学校PTAについて

(ア) 目的

岡山市立A小学校PTA会則第2条

本会は、本校児童の幸福と円満な成長を図るとともに、会員の教養を高めることを目的とする。

(イ) 事業

岡山市立A小学校PTA会則第3条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 児童の幸福を考え、学校・社会・家庭の教育環境の整備を図る。
2. 会員の教養向上のために成人教育を行う。
3. 家庭と学校との関係を緊密にし、会員相互の親睦を図る。
4. 人権同和教育に対する理解を深めるように努める。

(以下略)

ウ 本件使用に関する手続き

本件使用について、岡山市立A小学校PTAから、使用後である令和5年8月28日付けで学校施設使用申請書及び学校施設使用料減免申請書が提出され、教育委員会は、令和5年8月30日付けで使用許可及び使用料減免の決定を行った。

2 判断

(1) 本件使用の違法性又は不当性について

ア 公立小学校は、法第238条により行政財産に位置付けられており、法第238条の4第7項において用途又は目的を妨げない限度で使用を許可することができる旨が規定され、学校教育法第137条においても学校教育上支障のない限り、学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる旨が規定されている。

市立小学校の施設の管理についてみると、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第32条及び第33条の規定により市教育委員会が所管し、その施設の管理運営の基本的事項については教育委員会規則を定めることとされている。

本市では、岡山市立学校管理規則第25条及び岡山市立学校施設の使用に関する規則（以下「学校使用規則」という。）第2条により、PTA等の公共的な事業を行う学校関係団体が、その本来の活動目的を達成するために使用する場合、学校教育上支障のない限り、社会教育その他公共のために使用させることができる旨が規定されている。

イ 岡山市立A小学校PTAは、「本校児童の幸福と円満な成長を図るとともに、会員の教養を高めること」を目的としたPTAであり、学校使用規則に規定する「学校関係団体」に該当する。学校関係団体である同PTAが総務部会又は教育講演会を開催するために学校施設を使用することは、「その本来の活動目

的を達成するために使用する場合」に該当する。A小学校校長は本件使用を事前に知っており、教育上の支障はなかったと認められる。

しかし、本件使用について、学校使用規則第4条に基づく事前の使用の申請手続きは行われておらず、教育委員会の許可を受けていなかった。したがって、本件使用には、教育委員会の許可を受けなかった違法性がある。なお、教育委員会は、本件請求を受け、使用後ではあるものの、同PTAから学校施設使用申請書を受領し、これを許可した。

ウ 請求人は、同PTAが社会教育団体に該当しないと主張するが、学校施設の使用を許可される者は社会教育団体に限定されていないから、同PTAが社会教育団体に該当するか否かについては判断しない。

(2) 本件使用に関する使用料を徴しないことによる岡山市の損害の有無について

ア 学校施設を学校教育の目的外に使用する場合、岡山市立学校条例第2条に基づき使用料を納付しなければならないが、同条例第3条第2項及び学校使用規則第8条の規定により、学校関係団体が、その本来の活動目的を達成するために使用する場合には、減免を受けることができるとされている。

イ 本件使用は、使用料の減免を受けることができる場合に該当するが、学校使用規則第8条に基づく減免を受けるための申請手続きは行われておらず、教育委員会の減免決定を受けていなかった。

この手続きについても、教育委員会は、使用後ではあるものの、同PTAから学校施設使用料減免申請書を受領し、減免を決定した。

ウ 本件使用は、事前に使用料減免申請がされていれば、減免決定を受けられたものと認められる。そして、事後とはいえ、教育委員会が使用料の減免を決定している。よって、使用料を徴収しないことによる損害は発生していないと認められる。

3 結論

前項において述べたとおり、本件使用は、事前の申請及び許可等の手続きが行われていなかったものの、それ以外は学校使用規則の要件に適合するものであり、事後ではあるが申請及び許可等の手続きが行われた。

以上から、教育委員会には手続きにおいて法第242条第1項の違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠る事実が認められたが、その違法性は是正され、本市に具体的な損害は発生していないと認められた。

よって、本件措置請求は、その理由を欠くためこれを棄却する。

第4 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を述べる。

本件において、学校使用規則に基づく使用申請や減免申請手続きは行われておらず、教育委員会は事前に許可や減免決定を行わずに学校の施設を使用させていることが明らかになった。A小学校において、PTAに学校施設を使用させる際には教育委員会の許可が必要であるという認識がなかったと言わざるを得ない。また、許可事務を担当する教育委員会事務局においても周知が不十分であったと考えられる。A小学校及び教育委員会におかれては、今後、適正な事務の執行を行うよう徹底されたい。